

次期三重県ギャンブル等依存症対策推進計画骨子案

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 ギャンブル等依存症の定義

第2章 本県の現状

- 1 ギャンブル等依存症患者の状況
- 2 ギャンブル等の状況
- 3 治療体制の状況
- 4 相談支援体制の状況

第3章 基本理念と基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針

第4章 取組内容

- 1 予防教育・普及啓発
- 2 早期発見・早期介入
- 3 相談体制の充実
- 4 治療体制の整備・充実
- 5 人材育成

第5章 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理と見直し

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

ギャンブル等については、多くの人が公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことにより本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

そこで、三重県においては、国が平成31年4月に策定した基本計画の内容をふまえた「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」を令和4年3月に策定し、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう支援を充実させることにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現をめざしています。

このたび、計画期間が満了することに加え、令和7年3月に新たな国基本計画が閣議決定され、また令和7年6月にはオンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等の禁止条項が盛り込まれた改正ギャンブル依存症対策基本法が成立するなど全国的なギャンブル等を取り巻く状況の変化を踏まえたうえでさらなるギャンブル等依存症対策を推進するため、県計画を改定します。

2 計画の位置付け

ギャンブル等依存症対策基本法第13条に規定される「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」

3 計画の期間

令和8年度から令和10年度までの3か年計画

4 ギャンブル等依存症の定義

ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または、社会生活に支障が生じている状態

第2章 本県の現状

1 ギャンブル等依存症患者の状況

- ・ギャンブル等依存症が疑われる者の推計数
- ・県内のギャンブル等依存症外来患者数
- ・相談件数の状況

2 ギャンブル等の状況

- ・県内の公営競技等の状況

- 3 治療体制の状況
 - ・治療拠点機関及び専門医療機関の状況
- 4 支援体制の状況
 - ・相談拠点の状況

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な対策を講じることにより、ギャンブル等依存症である者及びその家族が支援を受けて、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会の実現を目指します。

2 基本方針

- ・ギャンブル等依存症の発症・進行・再発を防止します。
- ・ギャンブル等依存症当事者とその家族を支援します。
- ・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との連携を図ります。

第4章 取組内容（現状等 ～ これまでの実施状況及びめざす姿 ～ 取組）

1 予防教育・普及啓発

- ・ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及
- ・オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育を推進。
- ・公営競技のオンライン化への対応

2 早期発見・早期介入

- ・関係機関の連携体制の構築

3 相談体制の充実

- ・当事者、家族等からの相談に応じる体制の充実
- ・治療・回復プログラムの実施

4 治療体制の整備・充実

- ・治療拠点医療機関及び専門医療機関の整備・充実

5 人材育成

- ・人材の確保及び育成
- ・研修の実施

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

- ・多機関の連携・協力による総合的な取り組み

2 計画の進行管理と見直し

- ・関係部局が施策を実施し、健康推進課が進捗管理、結果公表を行います。
- ・「ギャンブル等依存症対策推進部会」において計画の評価を行います。
- ・「計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）」のサイクルによる計画的な不断の取組を推進します。